

太陽光発電設備を設置された方へ

《固定資産税（償却資産）のお知らせ》

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。下記の『1 課税対象について』、『2 課税対象となる償却資産』及び『3 太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税標準の特例について』をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設備状況を確認してください。

課税の対象となる場合は、地方税法第 383 条の規定により毎年 1 月 1 日現在の資産状況を、資産の所在する市町村長に 1 月 31 日までに申告していただくこととなっております。

1 課税対象について

| | 10kW 未満の余剰買取 ^{※1} ※1 発電電気を自家消費用に充て、残った電気を電力会社へ売却する方式 | 全量買取または 10kW 以上の余剰買取 ^{※2} ※2 発電電気の全量を電力会社へ売却する方式 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 個人 (住宅用) | 【課税対象外】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。 (申告は不要です。) | 【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。 (申告が必要となります。) |
| 個人 (事業用) | 【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、発電出力量や余剰買取、全量買取にかかわらず事業用資産に該当します。(申告が必要となります。) | |
| 法人 | | |

※売電目的の太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は 17 年になります。

2 課税対象となる償却資産

| 太陽光パネルの設置方法 | 太陽光発電設備 | | | | | |
|-----------------------------------|---------|----|--------|-------------|--------|-------|
| | 太陽光パネル | 架台 | 接続ユニット | パワーコンディショナー | 表示ユニット | 電力量計等 |
| 家屋に一体の建材（屋根材など）として設置 | 家屋 | 家屋 | 償却 | 償却 | 償却 | 償却 |
| 架台に乗せて屋根に設置 | 償却 | 償却 | 償却 | 償却 | 償却 | 償却 |
| 家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置 | 償却 | 償却 | 償却 | 償却 | 償却 | 償却 |

3 太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税標準の特例について

太陽光発電設備の中でも一定の要件を満たす設備には、下記のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。税制改正に伴い、取得年月日によって受けられる特例が異なります。

(1) 平成24年5月29日から平成28年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象設備 | 経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備で、発電出力が10kw以上のもの |
| 特例期間及び特例割合 | 該当設備に対して固定資産税（償却資産）が課税されることとなった年度から3年度分について、課税標準額を3分の2とします。 |
| 必要書類 | ① 償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書 ② 経済産業省が発行する『10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書』または、『再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）』の写し ③ 電気事業者が発行する『電力受給契約に関するおしらせ』 |

(2) 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

| | |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象設備 | 一般社団法人 環境共創イニシアチブによる『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金』を受けている再生可能エネルギー発電設備（ <u>固定価格買取制度の認定を受けたものは対象となりません。</u> ） |
| 特例期間及び特例割合 | 該当設備に対して固定資産税（償却資産）が課税されることとなった年度から3年度分について、課税標準額を3分の2とします。 |
| 必要書類 | ① 償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書 ② 一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する『再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書』の写し |

(3) 平成30年4月1日から令和4年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象設備 | 一般社団法人 環境共創イニシアチブによる『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金』を受けている再生可能エネルギー発電設備（ <u>固定価格買取制度の認定を受けたものは対象となりません。</u> ） |
| 特例期間及び特例割合 | 該当設備に対して固定資産税（償却資産）が課税されることとなった年度から3年度分について、 太陽光発電設備が1000kw未満のものは、課税標準額を3分の2とします。 太陽光発電設備が1000kw以上のものは、課税標準額を4分の3とします。 |
| 必要書類 | ① 償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書 ② 一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する『再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書』の写し |